有限会社川尻工業における競争的資金等取扱規程(内部規程)

(目的)

第1条 この規程は、有限会社川尻工業(以下、弊社という。)の就業規則並びに有限会社川尻工業行動 規範に基づき、有限会社川尻工業(以下、弊社という。)における競争的資金等の取扱に関して、適正 に運営及び管理するために必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 競争的資金等の運営及び管理ついては、他の関係法令またはこれらに基づく特別の定め並び に本会規程の定めのほか、この規程の定めによるものとする。

(定義)

- 第3条 この規程において、競争的資金等とは、次のものをいう。
- (1) 国、独立行政法人、地方公共団体等に対し、弊社職員研究者が自主的に研究課題を設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金及び助成金
- (2) 弊社職員研究者が国、独立行政法人、地方公共団体等から研究費を助成された機関の研究課題に対して研究費を申請し、配分機関の審査を経て採択された研修者の所属機関との間で委託契約が結ばれる委託費及び分担金
- 第4条 この規程において、不正とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への 使用又は競争的資金等の交付の決定内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 第5条 この規程において、配分機関とは、競争的資金等の配分を受ける全ての機関に対して競争的 資金等を配分する機関をいう。

(責任と権限)

- 第6条 弊社の競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、 コンプライアンス推進責任者、及び、コンプライアンス推進副責任者を置く。
- (1) 最高管理責任者は、競争的資金の運営及び管理に関して弊社全体を統括し、その最終責任を負うものとし、代表取締役をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営、管理及びコンプライアンス教育について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、最高管理責任者が兼任する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、弊社における競争的資金等の運営、管理及びコンプライアンス教育について推進する責任と権限を持つものとし、担当管理者をもって充てる。担当管理者に

ついては、別に定める。

- (4) コンプライアンス推進副責任者は事務部門に置くほか、必要に応じて複数置くことができる。担当者については別に定める。
- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針(以下、基本方針という。)を策定・周知し、それらを 実施するための必要な措置を講ずるとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が 責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければ ならない。
- 3 統括管理責任者は、基本方針に基づき、競争的資金等の不正防止に係る具体的な対策(以下、不正 防止計画という。)を策定するとともに、俯瞰的に実施状況を確認し、必要に応じ、最高管理責任 者に報告する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、以下の事項を行う。
- (1) 不正防止計画を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか適宜確認し、必要に応じて改善を指導する。
- (3) 不正防止計画について、現状との齟齬が生じた場合は、必要に応じ改正する。
- 5 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、競争的資金等の運用・執行について、事務手続き等が適切に実施されているか適宜確認し、必要に応じて改善を指導する。

(不正防止計画)

- 第7条 競争的資金等の不正防止計画として、次の各号を定める。
- (1) 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を確認する。コンプライアンス教育は次の項目を含め実施する。
 - 1 不正防止の基本方針
 - 2 不正の機関への影響
 - 3 不正防止体制
 - 4 物品等の検収手続きを含む発注・検収・支出の流れ
 - 5 繰越制度
 - 6 未使用資金の返還
 - 7 相談窓口
 - 8 不正告発制度
 - 9 懲戒処分
 - 10 弁済責任

- 11 その他、不正防止に必要な事項
- (2) 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書の提出を求める。なお、誓約書には次の事項を含むこと。
 - 1機関の規則を遵守すること
 - 2 不正を行わないこと
 - 3 規則等に違反して不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を 負担すること
- (3) 物品等の取得・管理は、弊社固定資産管理規程及びリース賃借契約資産管理規程並びに係る細則に従って行う。
- (4) 換金性の高い物品については、必要に応じ管理する。
- (5) 製作加工及び販売を外部委託する業者の選定は、本会規程を準用して行う。なお、検査委託発 注は適宜当該部署が行い、その成果物について事務部門にて検収を行う。
- (5) 弊社職員研究者の出張については、弊社旅費規程に基づき管理する。なお、弊社が負担しない場合の支出額については、負担する機関の定めに従うものとする。
- (7) 謝金による事業を外部に委託する場合は、事前に実施に係る伺を提出し、決裁を得る。 また、事業完了後は作業報告書及び成果物等により検収する。
- (8) 非常勤雇用者の勤務状況等の雇用管理については、事務担当者が採用時に面談を行うとともに、出勤簿等により管理する。
- (9) 競争的資金等について年間 20 万円以上の物品・役務等を発注する取引業者に対し、 誓約書を徴求する。なお、誓約書には以下の内容を含むこと。
- 1機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- 2 内部監査、その他調査等において、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請に協力すること
- 3 不正が認められた場合、取引停止や一般公開を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- 4 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

(不正防止計画推進部署)

第8条 不正防止計画推進部署に事務次長(総務担当)を充てるほか、必要により、複数設置することができる。

(相談窓口)

第9条 競争的資金を得て行う研究事業に関わる構成員からの競争的資金等の使用手続きに係る相談 窓口を総務課内に置く。

(不正告発窓口)

第10条 競争的資金を得て行う弊社開発研究事業に係る内外からの不正に関する告発等を受け付ける

窓口として、弊社管理者を充てる。

(不正使用に係る予備調査)

- 第11条 不正に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。)を受け付けた場合 は、統括管理責任者を含むコンプライアンス対策委員会を設置し予備調査を行い、告発等の 内容の合理性を確認し、30 日以内に本調査の要否を判定するとともに、最高管理責任者及 び配分機関に報告する。なお、予備調査にあたっては、次のことに留意する。
- (1) 告発者の秘密を守るため、告発者が特定されないように十分配慮すること
- (2) 予備調査に係る関係資料は、コンプライアンス対策委員会が保存し、告発者の求めに応じて開示できること
- 2 前項において、本調査を行わないと決定した場合は、その旨を理由とともに告発者に通知しなければならない。なお、告発者が匿名の場合はこの限りでない。
- 3 不正使用が行われていなかったと判断される場合であって、予備調査を通じて告発が告発者の悪意に基づくものであることが判明した場合、コンプライアンス対策委員会はその旨の認定を行うことができる。なお、悪意に基づく告発を防止するため、調査の結果、悪意に基づく告発であったと判明した場合は、告発者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行う場合があることを弊社内外に周知する。

(不正調査委員会の設置及び本調査)

- 第12条 前条により不正に係る本調査が必要と判断された場合は、統括管理責任者が調査委員会(以下、不正調査委員会という。)を設置し、本調査を実施する。
- (1) 不正調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
- (2) 不正調査委員会は、次の委員により構成する。なお、告発者・被告発者と直接の利害関係を有する者を除く。
 - 1 統括管理責任者
 - 2 コンプライアンス推進責任者
 - 3 コンプライアンス推進副責任者
 - 4 病院に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)
 - 5 その他、調査に必要な者
- (3) 不正調査委員会は、被告発者等の調査対象となっている者に対し、当該競争的資金等の使用停止を命ずることができる。
- (4) 不正調査委員会は不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正の相当額等について認定する。

- (5) 本調査の実施に際し、調査の方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- (6) 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- (7) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- (8) 配分機関の求めに応じ、調査終了前であっても調査の進捗状況及び調査の中間報告を配分機関に提出する。
- (9) 調査に支障がある場合等、正当な事由がある場合を除き、配分機関による当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- 2 調査結果は競争的資金等の配分機関及び本会のコンプライアンス統括部署に報告する。 (内部監査)
- 第 13 条 事務部内に内部監査部門を設置し、直接競争的資金等の事務に携わらない者をこれに充て、 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者と協働して監査し、最高管 理責任者に直接報告を行うものとする。
- 2 内部監査の実施手続については、別に定める。

(懲戒)

第14条 懲戒の種類及びその適用に必要な手続きは本会就業規則に定める。

(2年日日)

第15条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱に関し必要な事項は、別に定める。 付則

この規程は、平成29年12月28日制定から施行する。

有限会社川尻工業における競争的資金等による物品購入に係る取引停止取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、有限会社川尻工業における競争的資金等取扱規程に基づき、有限会社川尻工業(以下、弊社という。)における競争的資金等に係る物品の購入及び製造、役務その他の契約(総じて以下、物品購入等という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定める。(定義)

- 第2条 この細則において競争的資金等とは、有限会社川尻工業における競争的資金等取扱規程第3 条に定めるものをいう。
- 第3条 この細則において取引停止とは、競争的資金及び製造並び物品販売のための仕入れ等による 物品購入等に係る業者選定並びに発注の停止をいう。

(取引停止の措置)

第4条 固定資産管理規程その他の物品購入等の手続きを定める規程において物品購入等の購入手続きを行う者は、物品購入等の発注先(以下、業者という。)が、別表に掲げる 措置要件のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに事実関係の概要その他必要事項を 代表取締役に報告するものとする。

前項の報告を受けた代表取締役は、情状に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより当該業者の取引停止の期間を定め、当該業者との取引停止を行うものとする。

代表取締役は、前項により当該業者との取引停止を行う場合は、業者名、取引停止期間を物品等の取得手続きを行う所管課の責任者(以下、購入手続責任者という。)に対し周知しなければならない。

(取引停止に係る特例)

- 第5条 業者が事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定 する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とす る。
- 2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件 に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の 期間とする。
- 3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

- 4 購入手続責任者は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかと なった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 5 購入手続責任者は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手とすることができるものとする。
- 6 購入手続責任者が第4項及び第5項の措置を講じた場合は、直ちに代表取締役へ報告する。

(業者選定等の取消し)

- 第6条 購入手続責任者は、取引停止された業者について、現に業者選定手続を行っている場合は、 当該業者の選定手続を取り消すものとする。
- 第7条 購入手続権限が担当者にある場合の取扱いは、弊社規程に従う。

(取引停止措置等の公表)

- 第8条 購入手続責任者は、第3条第1項の規定による取引停止、第5条第4項の規定による取引停止の解除をしたときは、弊社のホームページ上で公表するものとする。
- 2 契約事務責任者は、第6条の規定による指名等の取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第9条 購入手続責任者は、取引停止の期間中の業者が競争的資金等における契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合はこの限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第10条 購入手続責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(取引停止機関の減免)

第 11 条 購入手続責任者は、業者が過去の不正取引について自己申告した場合は、情状を考慮し取引 停止期間の減免をすることができる。

付則

この規約は、平成29年12月28日から施行する。

(別表) 取引停止の措置基準

措置要件	期間	
(虚偽記載) 1 弊社発注の購入等契約に係る手続において, 一般競争参加	当該認定をした日から1か月以上6か	
資格審査申請書その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方と	月以内	
して不適当であると認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日から4ヶ月以	

(贈賄) 2 次のイ, ロ及びハに掲げる者が弊社の職員に対して行った贈 上 12 か月以内 3 か月以上 9 か月以内 2 賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴された場合 イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権 を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と4か月以上12か月以内1か月以上6か いう。)

ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時購入 等契約を締結す)をした日から3か月以上9か月以内当 る事務所をいう。)を代表する者で、イに掲げる者以外のもの(以下「一該認定をした日から1か月以上9か月 般役員等」という。)ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下以内 「使用人」という。)

3次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の官公庁その他公共機関の職員に 対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を 提起された場合

イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人

(独占禁止法違反行為) 4 弊社との契約に関し、私的独占の禁止及び公 正取引 の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下 「独占禁止 法」という。) 第3条又は第8条第1項第1号に違反し,契約の相手方と して不適当であると認められるとき。

5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約 の相手方として不適当であると認められるとき。

(競争入札妨害又は談合) 6 業者である個人又は業者である法人の代表 役員等,一般役員等又は使用人が,刑法(明治40年法律第45号)第96 条の3に規定する談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され,又は逮 捕を経ないで公訴を提訴された場合

(不正又は不誠実は行為) 7 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不 正又は不誠実な行為をし、購入契約の相手方として不適当であると認 められるとき。

8 前各号に掲げる場合のほか,代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯 罪の容疑により公訴を提訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規 定による罰金刑を宣告され、購入等契約の相手方として不適当である と認められるとき。

か月以上6か月以内逮捕又は公訴を知 った目から

月以内1か月以上3か月以内当該認定

有限会社川尻工業 代表取締役 殿

不正告発書(1)

		式名・住所の秘 匿	□ 希望す	්	□ 布望しない		
	以下に記載された氏	代名・住所は、秘匿を希望	しない場合で	があっても、調	査関係者以 外には	は公表されません。	
れ、		する方は、上欄で「希望すされませんが、調査に制糸					
また 下さ		結果通知方法に記載がない	場合は、調査	査結果を通知で	ごきない場合があり	ますので、予めご了	承
告発	者氏名						
	住 所						
調査	結果通知方法 □郵	『送					
	□ メール (アドレ	/ス:)	□ その他			

※ 以下、記入不要

(様式 3)

受付日

年月日

整理番号(西暦年月日-番号)

	不 正 告 発 書(2)
1.	被告発者 (不正を行った疑いのある者)
	所属
	氏名
2.	不正の内容 (不正経理等の内容およびその事実の客観的かつ合理的な根拠を詳細に 記載して下さい。)
3.	その他 (調査にあたって注意すべき事等があれば記載して下さい。)
*	以下、記入不要
受付	
年月	
全 -	里番号(西暦年月日-番号)
資料	
	無□有()
秘图	<u>e</u>
	無 □ 有 (有の場合は 2 ページ目のみ付議)